

次回補正に向けた記載方針について

<記載の基本方針>

廃棄物埋設施設が有する全ての設備について申請書に記載するとともに、現行制度に合わせた書き方に適正化する。また、1号廃棄物埋設地と2号又は3号廃棄物埋設地で異なる記載がある場合で、補足する程度で記載できるものについてはまとめ記載することとする。

	今後の記載方針
	本文
1号	<ul style="list-style-type: none"> ・共通的な考え方を記載 ・以下を除いて2号又は3号廃棄物埋設地が異なる記載も追記する。
2号	<p><1号と異なる箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二、廃棄物埋設地の構造及び設備のうち埋設設備
3号	<p><1号と異なる箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二、廃棄物埋設地の構造及び設備のうち埋設設備